

## 田原本町スポーツ推進計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

田原本町が実施するスポーツ推進計画策定業務に係る公募型プロポーザルによる業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

### 1. 業務の概要

- (1) 業 務 名 田原本町スポーツ推進計画策定業務
- (2) 業務の目的 本町のスポーツ振興事業を効果的に推進するため、町内アンケートを実施し、国のスポーツ振興計画及び奈良県スポーツ推進計画の方向性も踏まえ、今後10年間（令和4年度から令和13年度まで）の取組みを盛り込んだスポーツ推進計画を策定する。これにあたり、十分な実績と専門知識を有する業者から提案された企画等を審査・評価するプロポーザルを実施するため必要事項を定めるものとする。
- (3) 発 注 者 田原本町教育委員会
- (4) 業 務 内 容 別紙「田原本町スポーツ推進計画策定業務委託仕様書」のとおり  
※仕様書は本委託業務プロポーザル実施時の内容であり、受託候補者決定後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。
- (5) 委 託 期 間 契約締結の日から令和4年3月25日まで

### 2. 提案見積限度額

委託料の上限は5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る見積書を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去10年間（平成23年度～令和2年度）に国、都道府県または市区町

村からの、スポーツ基本法（スポーツ振興法）に基づく、基礎調査及び計画策定の受託実績を有すること。（上記計画の基礎調査のみの実績は除く。）また、受託実績の業務経験を有する責任者を配置すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続き開始決定がなされている者、又は会社更生法に基づく更生手続き開始決定がなされている者を除く）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でない者。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に該当しない者。
- (7) 田原本町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年告示第47号）に基づく入札等除外措置を受けている期間がない者。
- (8) 田原本町工事等契約に係る入札参加停止措置要領（平成25年告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていない者。
- (9) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (10) 国税及び市区町村税を滞納していない者。

#### 4. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

- (1) 受付期間 令和3年5月21日（金）午後3時まで  
（ただし、5月6日（木）、10日（月）、17日（月）を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(ただし、最終日5月21日は午後3時まで)

(3) 受付場所 〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 233-1

田原本青垣生涯学習センター内

田原本町教育委員会事務局 生涯教育課

(4) 提出方法 持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

①企画提案申請書(様式第1号)

②企画提案書(任意様式)

企画提案書の総ページ数は10ページ以内とする。

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。

③業務概要図、イメージ図(任意様式)

④業務実施体制調書(様式第2号)

⑤工程表(任意様式)

⑥会社概要(任意様式)

⑦業務実績(任意様式)

当該業務又は類似業務に関する実績を記載すること。また、契約書の写しを添付すること。

⑧見積書

見積の内訳を可能な限り詳細に記載すること。正本として、商号又は名称及び代表者の氏名の記入、並びに社印を押印したものを提出すること。

⑨直近1年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)

⑩国税についての納税証明書(国税:様式その3の3)

※発行日から3か月以内のものに限る。

⑪主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

※発行日から3か月以内のものに限る。

(6) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

副本については、すべての書類において事業者を特定できる情報(団体名、代表者、住所等)を削除して提出すること。また副本については、町において複写する場合があるため1部は製本しないこと。

なお、提出書類については、正本には全て原本を添付するものとし、副本にはその写しの添付で可とする。

## 5. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和3年5月12日（水）午後3時まで  
（ただし、5月6日（木）、5月10日（月）を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで  
（ただし、最終日5月12日は午後3時まで）
- (3) 提出方法 下記宛先に電子メール、又はFAXにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にて着信確認を行うこと。なお、電話や来館による質疑等、規定の方法以外での質疑は受け付けない。  
電話：0744-32-6193（直通） FAX：0744-32-8770  
E-Mail：[shogai@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:shogai@town.tawaramoto.nara.jp)
- (4) 回答方法 質疑があった場合は、令和3年5月14日（金）午後5時までに町ホームページにて回答する。

## 6. 選定方法について

選定に係る審査は、田原本町スポーツ推進計画業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱に基づく委員会（以下「審査委員会という。」）の委員が行う。

### (1) 審査方法

#### ①第一次審査（書類審査）

審査委員会が、評価基準（一次審査）により企画提案書を審査して評価を行い、評価点数（50点満点）の合計が高い者から3者を第二次審査のプレゼンテーション対象者として選定する。ただし、評価点の合計が同点の場合は、その中から審査委員の多数決により3者を選定する。

また、参加業者が3者以下の場合は一次審査を省略するものとする。

#### ②第二次審査（プレゼンテーション）

実施の詳細については、参加業者に追って連絡する。

審査委員会は、プレゼンテーションにおいて評価基準（二次審査）に基づき審査を行い、各審査委員から最も高い評価点（最高100点）を最も多く得た

者を受託候補者とする。

ただし、最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに、前者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

また、受託候補者に決定した者に次いで高い評価を得た者1者を次点候補者を選定する。

受託候補者及び次点候補者に対してはその旨を通知し、選定しなかった者に対しては選定しなかった旨を通知する。

受託候補者については、選定後、速やかに町ホームページにおいて公表するものとする。

## (2) 二次審査における最低基準点

各審査委員の評価点の平均が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、それに満たない場合は、受託候補者を選定しない。

## (3) 二次審査における審査対象者が1者の場合

審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合に当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。

## (4) 評価基準

### ①評価基準（一次審査）

評価項目	評価の着目点	配点
1. 工程計画	詳細な工程計画であり、実現性があるか。	10
2. 計画策定の業務実績	国・県・市区町村のスポーツ推進関連計画の策定実績があるか。	15
3. 担当職員の配置・業務体制	経験豊富な職員を配置し、必要な連絡調整ができる体制を整えているか。	15
4. 個人情報の取扱い	個人情報の取扱いが適切であるか。 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る資格（プライバシーマーク等）の有無	10
計		50

②評価基準（二次審査）

評価項目	評価の着目点	配点
1. 業務遂行に対する姿勢	本業務を深く理解し、田原本町の実情を十分に把握・分析した提案内容であるか。	20
2. 計画策定に向けた分析等に関する提案	アンケート調査結果等を事業計画策定等にどのように活用するか、効果的な手法について提案があるか。また、的確な取り組み内容・目標値を設定するための考え方・提案となっているか。	20
3. 業務全体についての提案	国・県の動向や指針・計画等を踏まえた内容で提案されているか。	15
	募集要領及び仕様書に記載されていない独自の提案がされているか。	15
	提案内容が、実効性のある計画策定につながるような内容であるか。	10
	計画の進捗管理と評価方法について効果的な提案がなされているか。	10
4. 見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっているか。また、積算根拠が明確であるか。	10
計		100

(5) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

## 7. 参加業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加業者を失格とする。失格となった者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加業者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意または重大な過失により虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が提案見積限度額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められる場合。

## 8. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し企画提案書による提案内容を基本として、本業務に係る仕様書を確定させたうえで、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議するものとする。

- (2) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、町に対し違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して町に損害を与えたときは、町に対し損害を賠償しなければならない。

## 9. スケジュール（予定）

公募開始	令和3年4月28日（水）
質疑の締切	令和3年5月12日（水）
質疑の回答	令和3年5月14日（金）
参加申込書等提出締切	令和3年5月21日（金）
書類審査（一次審査）	令和3年5月下旬
結果通知（一次審査）	令和3年6月上旬
プレゼンテーション（二次審査）	令和3年6月中旬
結果通知（二次審査）	令和3年6月下旬

※上記日程はあくまでも予定であり、変更になる場合がある。

## 10. その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案申請書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに田原本町スポーツ推進計画策定業務辞退届（様式第4号）を提出すること。
- (3) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (6) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と町が認める場合はこの限りでない。その場合、あらかじめ再委託に関する事項を書面（任意様式）によって提出し、町の承諾を得ること。
- (7) 企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加業者は、町に対して当該著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (8) 提案の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- (9) このプロポーザルに関して情報公開請求があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加業者から提出された書類を開示することがある。
- (10) 参加業者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

## 11. 問い合わせ先



〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 233 番地の 1

田原本町教育委員会 生涯教育課

(田原本青垣生涯学習センター内)

TEL : 0744-32-6193(直)                      FAX : 0744-32-8770

E メール : shogai@town.tawaramoto.nara.jp